

AIR (Artist In Residence) 事業における
福岡県東峰村・添田町に滞在する音楽家 募集要項

福岡県では、日田彦山線沿線地域である福岡県東峰村・添田町（以下、「沿線地域」という。）の地域振興や活性化、関係人口・交流人口の拡大を目指すため、地域住民の方々とのおふれあい、地域での活動の情報発信を行いながら、沿線地域で作曲活動を行える音楽家の方を、以下のとおり募集します。

1. 事業概要

- ・ 募集人数：3人程度
- ・ 滞在期間：令和8年9月中旬～11月のうち14日間～30日間とする。
- ・ 成果：沿線地域での楽曲制作、及び令和9年3月14日開催の演奏会での披露
※演奏会での演奏は、九州交響楽団と宮川彬良氏出演予定。
- ・ 支援内容：滞在中に発生する費用（宿泊費・交通費等）、事業活動費等
- ・ 本事業の音楽アドバイザー：
 - ▷宮川彬良氏（作曲家）
 - ▷西本幸弘氏（九州交響楽団コンサートマスター）

※ 内容の詳細は、下記を参照すること。

2. 応募条件

以下の条件をすべて満たすこと。

- (ア) 沿線地域の地域振興や活性化、関係人口・交流人口の拡大を目指すという本事業趣旨を理解いただけること。
- (イ) 沿線地域に1か月程度滞在いただき、地域住民の方々とのおふれあい、地域での活動の情報発信を行いながら、沿線地域で作曲活動を行い九州交響楽団が演奏する演奏会で演奏する曲を作曲できること。
- (ウ) 作曲経験があること。
- (エ) 応募時点における満年齢が18歳～39歳であること。
- (オ) 滞在期間中、沿線地域のイベント（ミニコンサート含む）等地域住民との交流を意欲的におこなえること。
- (カ) 後述の滞在条件に示すミニコンサートを含む事前イベント及び演奏会（リハーサル含む）に参加できること。
- (キ) 演奏に使用するスコアと、各演奏のパート譜を清書・浄書ができること。
- (ク) 健康状態が良好であること。
- (ケ) 日本語が堪能であること。
- (コ) 副科実技程度の楽器演奏を出来ることが望ましい。

3. 滞在条件

(ア) 滞在期間の条件について

- ① 滞在期間は14日間～30日間とする。
- ② 沿線地域の宿泊場所は事務局が準備する。原則としてホテル、簡易宿泊施設での宿泊とするが、事業の趣旨を鑑み、一部日程について民泊（ホームステイ）、キャンプ地（コテージ）による滞在を行うことがある。なお滞在場所及びスケジュールについては、滞在音楽家の希望も確認しながら後述する7. 選考（ウ）の参加者面談時に調整する。
- ③ 宿泊場所には電子ピアノと音漏れ対策のヘッドフォンを常備予定。ピアノは町村内の公共施設のものを準備する予定だが、各所イベントとの調整の必要があるため、希望どおりの利用ができないことがある。なお、楽器利用の詳細については、7. 選考（ウ）の後述の参加者面談時に調整する。
- ④ 滞在期間中、九州交響楽団メンバーとの地元小中学校等での演奏等のイベントに協力いただくことがある。
- ⑤ 原則、沿線地域滞在時に発生する宿泊費および宿泊場所より提供される食事代（原則朝食、及び夕食）、「3滞在条件」（ア）⑥、（イ）④に該当する交通費のみ事務局が支給する。その他、交流に関する費用について必要な場合は事前に協議する。
- ⑥ 期間内であれば分散した滞在も可とする。
滞在開始日及び滞在終了日（分散滞在時を含む）は、沿線地域での滞在が10時間を超える場合は1日と算出する。

※10時以降に沿線地域から退出する場合、及び14時以前に沿線地域に到着する場合は、滞在日数を1日として計上できる。これに当てはまらない場合は移動日とみなし、滞在日数に計上しないので留意すること。

(イ) その他滞在の条件について

- ① 参加者には、以下のイベントへ参加すること。
 - ・ ミニコンサート（令和8年11月22日、23日）
 - ・ 演奏会（令和9年3月14日）及びそのリハーサル（令和9年3月12日、13日）なお、両イベントについては、本事業の音楽アドバイザーである宮川氏、西本氏も参加予定。
- ② 演奏会において、本事業の作曲活動において制作した作品を披露すること。
- ③ 事業の趣旨を鑑み、滞在決定から演奏会までの期間、可能な限り自身のSNS等を活用して情報発信を行うこと。
- ④ 上記日程のミニコンサート、演奏会及びそのリハーサルについて、自宅から開催場所までの交通費を各1往復分（計2往復分）支給する。ただし、ミニコンサートについては、開催場所に滞在している場合その限りではない。

4. 事業活動費について

- (ア) 本事業における事業活動費として、50万円を支給する。
- (イ) 事業活動費には、以下を含むものとする。
- ・ 滞在中に必要となる制作活動に係る経費
 - ・ ミニコンサートを含む事前イベント、演奏会及びそのリハーサルの出演料及び演奏料等
 - ・ 滞在中の交流の様子、及び東峰村、添田町のPRを意図した情報発信料等（SNSでの情報発信等）。
- (ウ) 事業活動費の支払については、別途対象者に通知するものとし、その支払時期については協議の上決定する。
- (エ) 上記事業活動費とは別に、以下の交通費を支出する。
- ① 3. 滞在条件（ア）⑥に記載した、滞在期間における自宅から滞在场所までの移動費1往復分
 - ② 3. 滞在条件（イ）①に記載した、11月開催のミニコンサートの移動費1往復分
 - ③ 3. 滞在条件（イ）①に記載した、演奏会及びリハーサルに係る移動費1往復分
- ※上記②③について生じる宿泊については、事務局にて宿泊場所を確保する、又は宿泊に必要な経費を支給する。

5. 作曲作品について

制作する作品については、以下を条件とする。

- (ア) 4～6分程度の曲
- (イ) ジャンル不問
- (ウ) 滞在開始までに、作曲する曲のテーマを事務局から示すことがある。なお、提示するテーマについては具体的なものではなく、地域滞在中の経験を通して得たものから着想を得られる抽象的なものを想定している。
- (エ) 演奏会での演奏編成は通常オーケストラで使用される楽器の組み合わせで、最大弦楽器10型、管楽器2管までとなる。（詳細は選考後に示す。）
- ※打楽器や特殊楽器の使用は要相談。
- (オ) 本事業において制作した作品の権利は音楽家に帰属するが、事務局及び沿線地域の町村が日田彦山線沿線の地域振興に寄与する目的で活用する場合は無償で利用できることとする。詳細な条件は、演奏会終了後、事務局と音楽家との間で契約を締結し決定するものとする。
- (カ) 作曲作品の提出〆切日に間に合わない場合、演奏会で制作した作品を披露できず、事業活動費をお支払いできない場合がある。

6. 応募要領

(ア) 応募費用は無料。ただし、応募に係る一切の経費は、応募者の負担とする。

(イ) 応募にあたっての提出物は以下のものとする。

なお、応募時に提出いただいた書類等は返却しない。また、履歴書等に記載された個人情報、本事業の実施に関する事務以外の目的には使用しない。

また、過去に本事業に参加された音楽家について、再度の応募も可能とする。ただし、下記の②③について、過去に本事業で制作した作品の楽譜・演奏データの提出は認めない。

① 履歴書

➤ 別紙の様式にて提出すること。

② 自身の作品（過去の自作曲等）の楽譜

➤ 電子データで提出される場合は、PDF形式で、鮮明に読み取れる解像度で提出すること。

➤ 郵送で提出される場合はA3サイズで、製本せずに提出すること。

③ 上記②の作品を演奏又は指揮している映像データ（応募者以外の演奏でも可）

➤ 映像データは2分以上のものとし、応募者自身が演奏又は指揮している状況がわかるように撮影したものであること。

➤ 映像データの提出は、YouTubeの動画の限定公開によるものとする。

➤ 映像データの提出に係る要件は、以下のとおりとする。

(ア) 履歴書の提出時に、限定公開したYouTubeの動画のURLを示すこと。

(イ) 動画は応募締切日までにアップロードすること。応募締切日以降の修正・再アップロードは不可とし、発覚した時点で失格とする。

(ウ) YouTubeの動画は審査等に使用するため、令和8年9月末までは限定公開の状態を継続すること。

(エ) アップロードした動画は、必要に応じて事務局が動画のデータの提出を求めることがあるため、保管しておくこと。

(オ) 一般に公開している動画を対象のURLとして示してもよいが、限定動画と同様のルールを適用するため留意すること。

(カ) 応募者が上記②の作品を演奏または指揮している映像データがない場合、応募者以外の者が上記②の作品を演奏しているデータ（音声制作ソフト等を使用して制作した音声データを含む。）の提出も認める。

(キ) ただし、上記②以外の作品（自作・他作を問わない）を応募者が演奏または指揮している映像データを併せて提出すること。

- 応募者が上記②の作品を演奏または指揮している映像データがない場合、応募者以外の者が上記②の作品を演奏しているデータ（音声制作ソフト等を使用して制作した音声データを含む。）の提出も認める。
ただし、上記②以外の作品（自作・他作を問わない）を応募者が演奏または指揮している映像データを併せて提出すること。
- YouTube での限定公開動画での提出が難しい場合、映像データの直接提出も認める。この場合、以下の要件を満たすこと。
 - (ア) 履歴書の提出時に併せて映像データを提出すること。
 - (イ) 映像データは、一般的に再生が容易な mp4 形式で提出すること。なお、提出された動画の解像度が高い場合、事務局側でビットレート等を落としたものを審査に使用することがあるため、留意すること。
 - (ウ) 提出方法は、DVD・USB メモリ等での物理媒体での提出のほか、ファイルストレージやファイル転送サービスの利用も可能とする。なお、物理媒体以外での提出の場合、事務局での受領確認に時間を要することもあるため、余裕を持って提出すること。
- (ウ) 応募の締切は【令和 8 年 7 月 2 日（木） 17 時 00 分事務局必着】とする。
- (エ) 提出先は、以下のとおりとする。
 - ① 郵送の場合
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号 9 階南棟
日田彦山線沿線地域振興事業実行委員会事務局 宛
(福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地域政策第 4 班内)
 - ② メールの場合
E-mail : hitahiko-zimukyoku@pref.fukuoka.lg.jp
※件名は「AIR 事業における音楽家募集への応募」とする。

7. 選考について

- (ア) 提出いただいた書類及び音源により、本事業の音楽アドバイザーの助言のもと、地元関係者等で構成される選考委員会において 3 名程度選出する。
※ 選考委員会は 7 月に予定。
- (イ) 選考結果は、7 月下旬頃までにメールにて通知する。
- (ウ) 選考を通過した方には、参加日程の調整及び事業内容についての打ち合わせを目的として、参加者面談を実施する。（選考結果通知後、メール・電話にて調整予定）
- (エ) 選考の内容開示、異議等については応じない。

8. その他

この募集要項に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの募集要項について疑義が生じたときは、協議の上定めるものとする。

9. 問い合わせ先

日田彦山線沿線地域振興事業実行委員会事務局

(福岡県市町村・地域振興部市町村政策支援課地域政策第4班内)

E-mail : hitahiko-zimukyoku@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3180